

調布市郷土博物館の臨時休館について

調布市郷土博物館条例(昭和49年調布市条例第21号)第3条ただし書の規定により、調布市郷土博物館を下記のとおり臨時に休館する。

記

1 施設名

調布市郷土博物館

2 臨時休館日

令和8年10月8日(木)から同月15日(木)まで。ただし、調布市郷土博物館条例第3条第1号に定める休館日を除く。

3 理由

調布市郷土博物館の収蔵庫及び収蔵資料のくん蒸消毒を実施するため。